

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

低入札価格調査制度（特別重点調査）で施行する工事の「低入札価格調査基準価格の算定式」及び「特別重点調査基準価格の算定式」の取り扱いについて

標記については、以下のとおりです。
なお、価格は全て税抜きとします。

〔低入札価格調査基準価格の算定式〕

次の1～4の合計額

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. [直接工事費－（直接工事費×10%）] | × 97% |
| 2. 共通仮設費 | × 90% |
| 3. [現場管理費＋（直接工事費×10%）] | × 90% |
| 4. 一般管理費等 | × 68% |

〔設定範囲〕

予定価格算出基礎額の75%から92%の範囲

〔特別重点調査基準価格の算定式〕

次のA～Dの合計額

- | | |
|-------------------------|-------|
| A = [直接工事費－（直接工事費×10%）] | × 87% |
| B = 共通仮設費 | × 70% |
| C = [現場管理費＋（直接工事費×10%）] | × 80% |
| D = 一般管理費等 | × 68% |

ただし、予定価格算出基礎額の75%を下限値として設定する。

特別重点調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、特別重点調査を実施します。